

On the Code of Ethics on Education and the Code of Conduct on Science at Hokkaido University

Atsushi Ando,^{1)*} Takahiko Nitta,²⁾ Takeshi Hitomi,³⁾ Noboru Ohata,⁴⁾ Takeaki Enoto,¹⁾
Seiichi Miura,⁵⁾ Toshiyuki Nishimori,⁶⁾ Toshiyuki Hosokawa⁶⁾ and Masaaki Ogasawara¹⁾

1) Professor emeritus, 2) Graduate School of Letters, 3) Graduate School of Law,
4) Graduate School of Dental Medicine, 5) Graduate School of Engineering,
6) Center for Research and Development in Higher Education, Hokkaido University

北海道大学教育倫理綱領および科学者の行動規範について

安藤 厚^{1)**}, 新田 孝彦²⁾, 人見 剛³⁾, 大畑 昇⁴⁾, 榎戸 武揚¹⁾,
三浦 清一⁵⁾, 西森 敏之⁶⁾, 細川 敏幸⁶⁾, 小笠原 正明¹⁾

1) 北海道大学名誉教授, 2) 同大学院文学研究科, 3) 同大学院法学研究科,
4) 同大学院歯学研究科, 5) 同大学院工学研究科, 6) 同高等教育機能開発総合センター

Abstract — In July 2006 the Research Group on a code of ethics for education was organized at the Center for Research and Development in Higher Education and, after a year of deliberation, proposed a draft of the Code of Ethics on Education, which will serve as the basis for faculty development activities at Hokkaido University (HU). Based on this proposal, extensive campus-wide discussions were held and in June 2009 the Code of Ethics on Education and the Code of Conduct on Science at HU were enacted.

The medium-term goals and medium-term plan of HU for FY2010-2005 says: In order to “enhance the teaching ethics and abilities of the faculty,” we should “1. instill the Code of Ethics on Education, in which the basic policy of HU for the overall education is expressed, in individual faculty members and 2. develop and implement a new standard for the Faculty Development Program at HU.”

Every faculty member is required to conduct education and research activities responsibly, supported by high ethical standards, in accordance with the principles of these codes.

Published here are the Code of Ethics on Education, the Code of Conduct on Science, commentaries, reports of the discussion and the future agenda.

(Received on 18 June, 2010)

*) Correspondence: Institute for the Advancement of Higher Education, Hokkaido University, Kita-17 Nishi-8 Kita-ku, Sapporo 060-0817, Japan

***) 連絡先: 060-0817 札幌市北区北 17 条西 8 丁目 北海道大学高等教育推進機構

高等教育機能開発総合センターでは、高等教育開発研究部を中心に、平成18年7月に「教員の倫理綱領についての研究会」が組織され、FD等の基準ともなる教員の教育倫理綱領について検討を重ね、中間報告案、修正案を提案しました。これらの提案をもとに、学内の広汎な議論を経て、平成21年6月に「北海道大学教育倫理綱領」および「北海道大学における科学者の行動規範」が制定されました。

本学の平成22～27年度中期目標・中期計画（平成22年3月31日認可）には、「教員の倫理意識と教育能力を高める」（中期目標）ための措置として、

「1. 教育活動全般に関する基本姿勢を明示した教育倫理綱領を個々の教員に浸透させる。2. 北大型次世代FDプログラムを開発し、実施する」（中期計画）と記されています。

本学の教員は、これらの綱領と規範に則り、高い倫理観に支えられた責任ある教育・研究活動を行うことが求められています。

ここでは、教育倫理綱領の周知を図り理解を深めるため、その検討経過と今後の検討課題を示す参考資料と併せて紹介します。

平成21年6月23日制定

北海道大学教育倫理綱領

北海道大学は、札幌農学校に遡る長い歴史の中で、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」という教育研究の基本理念を培い、教育の基本的目標を、豊かな人間性と高い知性を涵養する幅広い人間教育、自由・自主独立の精神の涵養と自律的個の確立、人権を尊重し、社会的要請に的確に対応する基盤的能力の育成を目指すとして定めている。これらの目標を達成するために、北海道大学の教員は、自らを律する規範を次のように定める。

- 第1 教員は、すべての学生が「高邁なる大志」を育み、新しい道を切り拓くことができるよう、模範と指針を示し、自由な学風の醸成に努める。
- 第2 教員は、すべての学生に自律的個の確立を促し、その人格を尊重し、敬意をもって接する。
- 第3 教員は、学習目標を明確に示し、つねに授業改善に努め、学生の自主的な学習を支援する。
- 第4 教員は、学生に明確な成績評価基準を示し、学習目標に即した公正な評価を行う。
- 第5 教員は、きめ細かな学生指導に努め、個人情報保護に最大限の注意を払う。

平成 21 年 6 月 23 日制定

北海道大学における科学者の行動規範

科学と科学研究は人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のためにあり、科学技術の発展と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提としてはじめて社会的認知を得ることができる。それゆえ、科学者は研究活動においてその透明性を維持し、社会に対する説明責任を果たすとともに、厳しく高い倫理観を要求されていることを常に自覚しなければならない。ここでいう「科学者」とは、人文・社会科学から自然科学までを包含するすべての学術分野において、新たな知識を生み出す活動、あるいは科学的な知識の利活用に従事する研究者、専門職業者を意味する。

こうした認識のもと、北海道大学は本学において研究活動を行うすべての科学者が、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日）に基づき、研究活動を行うことを宣言し、行動規範をここに定める。

- 1) 科学者は、研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またこれに加担しない。
- 2) 科学者は、研究活動の透明性と説明責任を果たすために、実験や調査の記録等の研究資料を適切に保存する。
- 3) 科学者は、自らの行っている研究が社会の負託に応える重大な責務であることを強く自覚し、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

※ 1 研究活動上の不正に関する申立て

<http://www.hokudai.ac.jp/sangaku/husei/report.html>

※ 2 国立大学法人利益相反マネジメント規程

http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01005431.html

【参考資料1】

北海道大学教育倫理綱領【解説】

目的

本綱領は、法令遵守の原則を踏まえて、教育活動全般に関する本学の基本姿勢と本学教員の使命認識を、学内外に明らかにすることを目的としている。

前文（基本理念）

本学は、建学の精神を次のように定めている^(注1)。

「フロンティア精神とは、学生及び教職員がそれぞれの時代の課題を引き受け、敢然として新しい道を切り拓いていくべきとする理想主義を意味する。札幌農学校の開校式にあたってクラーク博士が唱えた“lofty ambition”（高邁なる大志）という言葉辞を端緒として^(注2)、世紀を超えて北海道大学を揺るぎなく支えてきた基本理念である。」

また、大学は教育の面では「学生中心の大学」とならなければならない^(注3)。

第1（模範と指針）

ここでは、学生指導にあたっての本学の教員の基本的な姿勢を示している。

基本理念では、「フロンティア精神」は学生・教職員に共通の「理想主義」とされている。

開校式辞でクラーク博士は「私達の示す模範と私達の教授とにより、学生の持つ知性と心情とをその生涯に最も役立つように養育するよう、努力を致すつもりであります」とも述べている^(注4)。学生の成

長に役立つよう、教員がよい模範を示しよい授業を行うことは、教育の基本である。

学生指導の指針（目標）としては、基本理念に基づき、「21世紀の開拓者は、①高いコミュニケーション能力を持ち、②社会や文化の多様性を理解し、③独創的な思考力と建設的な批判能力を持ち、④社会的な責任と倫理を自覚するものでなければならない」^(注5)とされている。

第2（人格の尊重）

ここでは、学生に対する本学の教員の基本的な態度として、人格の尊重を定めている。

クラーク博士は校規の制定にあたって、学生たちに「今後自分が諸君に臨む鉄則は只一語に尽きる。“Be gentleman”これだけである」と訓示したと伝えられる^(注6)。

本学の教員もまた同じ精神を以て自らを律し、学生に接する。すなわち、すべての学生の人格と基本的人権を尊重し、個としての自立と自律を促すことが、本学の教育の基本である。

「学生中心の大学」は、学生同士・教員同士はもとより、教員と学生の間でも、互いに相手を本質的に同等な人格と認め合うことに基づいて成立する。人格の相互尊重は、豊かな人間性と高い知性を兼ね備えたよき市民の育成を目指す「全人教育」の基盤である。

このことは、大学生活のあらゆる場面で、つねに再確認されなければならない。

したがって、本学はいかなる形のハラスメントも許容しないことを宣言する。本学のすべての構成員は、ハラスメントの防止に努め、万一ハラスメントが発生した場合には、迅速かつ適切に対応する^(注7)。

第3 (授業改善)

ここでは、本学の教員の基本的な教育責任のあり方を述べている。

教育責任を全うするための基本は、不断の授業改善にある。

教員は、教育課程に基づき、最新の研究成果を踏まえて、つねに授業内容の刷新を図るとともに、教育方法について基本的な素養を身につけ、学習目標を学生に分かりやすく説明し、その目標の達成にもっとも効果的な方略を立て、授業方法に工夫をこらし、学生の自律的な学習を助け、目標に即した評価を行う。

それには、教員個人のみならず、組織としての努力が重要である。各学部・研究科等は、それぞれの教育研究上の目的に沿って、教員の資質向上の機会となる研修や教員支援の場（FD^(注8)、授業評価、授業参観・授業研究等）を提供する責任がある。

教員は、これらの取組に積極的に参加し、教育者としての資質（教育の能力・資格）の向上と授業改善に努める。

第4 (適切な成績評価)

ここでは、学生が大きな関心をもつ成績評価について本学の教員の基本姿勢を述べている。

本学では、成績評価の公平性を確保し、学生及び第三者に対する説明責任を果たすため、すべての授業科目について、①成績評価基準の設定、②成績評価基準の明示、③成績評価結果の公表、④成績評価の妥当性の検討の取組を進めている^(注9)。

教員は、成績評価は教員の個人的な行為ではなく、教育課程に基づき、各授業科目の目標に沿って行われる組織的な活動であることを銘記し、到達目標に沿って厳格・公正・正確な成績評価を行い、それに伴う説明責任を果たす。

また、本学では現在、厳格な成績評価・GPA制度・履修登録単位数の上限設定制度の総合的運用により、単位の実質化の取組を進めている^(注10)。第3にも記されているとおり、教員は、これらの取組を通じて授業改善に努め、学生の自主的な学修を支

援する。

さらに、学位授与についても、明確な基準と手順を設定し、これに基づいて適正な審査を行う。

第5 (個人情報の保護)

ここでは、学生指導における個人情報の保護について規定している。

教員は、学生一人ひとりに目を向けた、きめ細かな授業の展開と学生指導に、これまで以上に力を注ぐことが求められている。

その際に接する、学生の個人情報の取り扱いに関しては、医師が患者の、あるいは弁護士が依頼人の個人情報を取り扱う場合と同様の注意義務を負うと考えられる。

とりわけ、学生から受けた個人的な相談や成績等の個人情報の管理については、最大限の注意を払わなければならない。住所や連絡先等の基本的な個人情報に関しても、法令や職員就業規則等の趣旨を踏まえて適切に取り扱う必要がある^(注11)。

個人情報保護の意識が高まっている現代社会においては、授業や指導において学生との信頼関係を築く上でも、教員の適切な情報管理が不可欠である。

注

1. 北海道大学の基本理念と長期目標

<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/info-j/kihonrinen.html>

2. 開校式辞でクラークは「排他的階級制度と因習との桎梏から、貴国がかくも見事に解放されたことは、教育を受けんとする学生一人一人の胸の内に高邁なる志 (a lofty ambition) を目覚まさずにはおきません」と述べている——ジョン・M・マキ『W・S・クラーク』^(注4)；John M. Maki, William Smith Clark: a Yankee in Hokkaido, Hokkaido University Press, [1975] 1996; Address of President W. S. Clark, 『札幌農学校』札幌農学校学藝會編 (明治31, 覆刻版), 北海道大学図書刊

行会, 1975 ; 開業式におけるクラークの演説 (開拓使日誌, 明治9 : 19), 『北大百年史——札幌農学校史料 (一)』北海道大学編著, 1981 ; 大島智夫, 大島正健の東都遊学 (北大百年史編集ニュース 5, 北海道大学, 1978), 大島正健『クラーク先生とその弟子たち』^(注6)

3. 平成19年度入学式総長告辞 (中村睦男, 2007.4.6), 北大時報 637, 2007.4
<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/socho/aisatu/20070406.html>

4. ジョン・M・マキ『W・S・クラーク——その栄光と挫折』高久真一訳, 北海道大学図書刊行会, (1978) 1991

5. 新世紀における北海道大学像——未来戦略検討WG最終報告, 平成13年3月8日

6. 大島正健『クラーク先生とその弟子たち』大島正満, 大島智夫補訂, 教文館, (1937) 1993

7. 国立大学法人北海道大学ハラスメント防止規定
<http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/soumubu/jinjika/>

[sekuhara/rules.htm](http://www.hokudai.ac.jp/sekuhara/rules.htm)

8. 北海道大学FDマニュアル
<http://socyo.high.hokudai.ac.jp/FD/toc.html>

9. 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等について (教務委員長通知)
<http://socyo.high.hokudai.ac.jp/grade/Comittee.html>

10. 「秀」評価, GPA制度, 自由設計科目制度及び履修登録単位数の上限設定の実施について (Q & A)
<http://educate.academic.hokudai.ac.jp/center/zengaku22.htm>

11. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (最終改正までの未施行法令)
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO140.html>

国立大学法人北海道大学職員就業規則
http://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/au01004471.html

【参考資料2】

平成20年1月25日

総長室・教育改革室

北海道大学教育倫理綱領（修正案）について

1. 検討の経緯

本学では、過去10年余り新任教員研修会、教育ワークショップ、全学教育TA研修会等のFD活動と、学生による授業評価アンケートを継続して授業改善に努めてきた。そのなかで、教育に携わる教員の倫理について、一定の指針を示す必要が指摘されるようになった。

これを受けて、平成18年7月28日開催の高等教育機能開発総合センター運営委員会において「教員の倫理綱領についての研究会」の設置が了承され、他大学の例も参考にして検討を重ね、「北海道大学教育倫理綱領（案）」（中間報告）を取りまとめて公表し、それに対する全学の意見を踏まえて、このたび修正案がまとまった。

2. 倫理関連の法令・規則の現状

- 1) 近年、教育・研究の専門職としての大学教員のモラルについて社会的関心が高まり、本学においてもハラスメント防止規程、研究活動上の不正行為に関する規程及び研究費の不正使用に関する規程等が制定された。
- 2) 大学院設置基準、大学設置基準、北海道大学大学院通則、北海道大学通則が改正され、①人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め公表すること、②成績評価及び卒業・修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準にしたがって適切に行うこと、③授業・研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施等が義務化された。
- 3) 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律が制定され、学生指導の充実を図る

上でも、特段の配慮が必要になった。

- 4) ハラスメントの防止、秘密の厳守については、職員就業規則にも規定されている。
- 5) 役職員倫理規程には、本学の役職員がその職務に係る倫理の保持のために遵守すべき基準として、①公正な職務の執行、②公私の別を明らかにし、私的利益を図らないこと、③権限行使に際し国民の疑惑・不信を招かないこと、④職務の公共性の自覚、⑤労働時間外においても本学の信用を失墜させないこと、が挙げられている。
- 6) 教育基本法が改正され、①大学の使命、②その自主性、自律性の尊重に関する規定が盛り込まれた。

これらの法令・規則の趣旨に則り、まず、法令遵守の原則が確認されなければならない。

3. 本案策定の必要性

- 1) 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」、「新時代の大学院教育」等では、各高等教育機関の個性・特色の明確化、高等教育の質の保証、大学院教育の実質化（教育の組織的な展開の強化、国際的な通用性・信頼性の向上）等が求められており、本学としても、人材育成を中心に据え、教育・学生支援重視の姿勢をより鮮明に打ち出す必要がある。
- 2) 国立大学法人として国民からの付託に応え、教育責任とそれに伴う説明責任を全うすることを内外に宣言する必要がある。
- 3) 上記の認識が、本学の教員に広く共有される必要がある。
- 4) 本案の検討過程で、本学の倫理規定全体の在り方についても検討し、問題点として、①基

本理念・長期目標と倫理関連諸規程が有機的に結びつけられていないこと、②中期目標・中期計画で大学の基本的な使命とされている「教育」「研究」「社会貢献」に関する行動規範が存在しないこと、③就業規則、倫理規程は構成員向けであり、対外的な「宣言」の性格をもたないこと等が挙げられた。

倫理規定の将来の在り方を考えると、新たに、個別の諸規程を踏まえて、基本理念・長期目標及び中期目標・中期計画を具体化し、大学のさまざまな使命について本学の基本姿勢を内外に宣言する文書（①一般的行動規範、②教育に関する行動規範、③研究に関する行動規範、④社会貢献に関する行動規範等）、及びその遵守を保証する体制の整備が必要と考えられるところから、②の具体化として本案を取りまとめた。

4. 本案の名称

- 1) 本案は「基本理念と長期目標」（憲章）と倫理関連諸規程（規則）の中間に位置づけられ、「倫理規定 / 宣言 / 憲章 / 綱領 / 要綱」の中では「倫理綱領」が適当と考えられる。
- 2) 別に検討中の「北海道大学における研究者の行動規範（案）」との対比では、「北海道大学の教育における教員の行動規範」が考えられるが、「行動規範」の用例は企業等に多く、学会等では「倫理綱領」の例が多い。【「倫理綱領関連語検索結果」参照】
- 3) 本案は、倫理の内容に触れていて、「行動規範」では括れない面がある。
- 4) 「教員倫理綱領」は、通例、「職員倫理綱領」と対比され、教育・研究・社会的責任等を取り上げるが、本案は、そのうち「教育」における倫理だけを扱っている。

参考：創価大学教員倫理綱領、私立大学教員倫理綱領、大阪市立大学倫理綱領、九州大学教育 / 学術憲章

5. 「北海道大学における研究者の行動規範（案）」との関係

- 1) 「研究者の行動規範（案）」は日本学術会議が策定した「研究者の行動規範」に基づき、本案は「北海道大学の基本理念・長期目標」に基づくため、性格が異なるともいえる。
- 2) 本学の倫理規定全体の整合性を考慮するなら、上記3. 4) の観点に立ち、「研究者の行動規範（案）」においても、本学の基本理念（フロンティア精神、実学の重視等）に言及することも考えられる。
- 3) 九州大学が「教育憲章」と「学術憲章」を並置している例にならうなら、「研究者の行動規範」とは別に、「教育倫理綱領」との整合性を考慮して、「研究倫理綱領」を策定し、そこで「学問の自由」「研究の自律性」等にも言及することも考えられる。

6. 本案に関連した今後の検討課題（教育改革室）

- 1) 授業・研究指導の内容及び方法の改善のための組織的な研修が義務化され、全学FD、部局FD等の内容について一定の基準（標準）が必要になっている。
本案につづき、授業における教員の職責を具体的に説明する「教員の職務綱領」（ガイドライン、マニュアル）の検討をはじめめる。（高等教育開発研究部）
- 2) 18歳人口が減少し、同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるユニバーサル段階に到達し、本学でも「学生の学力の多様化」への対応が課題となっている。
この現状を踏まえ、人材育成の入口から出口までを見通して、入試改革、教育課程改革、授業改善、単位の実質化、就職支援の充実等の取組をさらに推進する。
- 3) どのようにして学生に「高邁なる大志」やgentlemanの資質を育てるか、教室外も含めた学生指導の指針や、教員用の学生指導マニュアルの整備を進める。（学生委員会）
- 4) 文書の確定後、その内容を学内外に広く周知する。個々の教員の賛同を確認する。

5) 英語版を作成する。

る必要がある。

7. 本学の倫理規定に関して今後さらに全学的な検討が必要な課題

1) 大学の基本的な使命の一つとして、教育面も含めた「社会貢献」に関する行動規範も整備す

2) 本案は主に教員を対象としている。教員以外、特に教務・学生支援担当の職員等の行動規範については、職員研修(SD)の充実を図るなかで、別に整備する必要がある。

3) 倫理規定の遵守を保証する体制(倫理委員会/相談室、コンプライアンス相談室等)の整備についても、全学的な検討が必要である。

○ 検討経過

| | | |
|---------|-----------|--------------------|
| 平成 18 年 | 7 月 14 日 | 第 1 回研究会 |
| | 10 月 25 日 | 第 2 回研究会 |
| 平成 19 年 | 2 月 19 日 | 第 3 回研究会 |
| | 6 月 27 日 | 第 4 回研究会 (中間報告案作成) |
| | 11 月 22 日 | 第 5 回研究会 |
| 平成 20 年 | 1 月 15 日 | 第 6 回研究会 (修正案作成) |

○ 教員の倫理綱領についての研究会構成員

| | |
|----------------|--------------------------|
| 文学研究科 | 教授 安藤 厚 (座長, 高等教育開発研究部長) |
| 文学研究科 | 教授 新田 孝彦 (応用倫理研究教育センター長) |
| 法学研究科 | 教授 人見 剛 |
| 歯学研究科 | 教授 大畑 昇 (学生相談室長) |
| 工学研究科 | 教授 榎戸 武揚 (平成 19 年 3 月まで) |
| 工学研究科 | 教授 三浦 清一 (平成 19 年 4 月より) |
| 高等教育機能開発総合センター | 教授 西森 敏之 |
| 高等教育機能開発総合センター | 教授 細川 敏幸 |
| 東京農工大学 | 教授 小笠原正明 (本学名誉教授) |

【参考資料3】

北海道大学教育倫理綱領（試訳）

Code of Ethics on Education at Hokkaido University

Over the long period of history of Hokkaido University dating back to the Sapporo Agricultural College, we have cultivated our basic philosophies of education and research, namely the “Frontier Spirit,” “Global Perspectives,” “All-round Education” and “Practical Learning,” and formulated the goals for education as follows:

“Hokkaido University seeks to develop human resources which respect human rights and have basic abilities to accurately respond to the demands of society by cultivating their spirit of freedom and independence and by encouraging them to establish autonomous identity through promoting All-round Education for acquiring a rich humanity and a high intellectuality.”

To achieve these goals, the self-discipline norms of the Hokkaido University faculty shall be determined as follows:

1. The faculty strives to cultivate “lofty ambition” in every student, so that they can mark out a new path, setting an example and indicating guidelines, and fostering an atmosphere of academic freedom.
2. The faculty encourages all students to establish an autonomous identity, respects the personality of each student and treats them with respect.
3. The faculty supports students’ autonomous learning, clearly showing them learning goals, always working to improve own teaching.
4. The faculty shows students clear grading criteria and practices fair evaluation suited to the learning goals.
5. The faculty deliberately guides students with full attention to the protection of personal information.

* See: Basic Philosophies and Long Term Goals of Hokkaido University
http://www.hokudai.ac.jp/en/about/basic_philosophies.html